

要望書

日本の食料供給の観点からみると、我が国の食料事情は脆弱と言わざるを得ない。令和4年の食料自給率はカロリーベースで約38%と先進国の中でも極めて低い上に、食料の多くを海外に依存しているため、輸入制限や価格高騰の影響を大きく受けやすい状況である。

この点、都市農業は、輸入に頼らず、地域内で農産物を即供給でき、災害や国際流通の混乱時にも地域に根差した供給が可能であるとともに、都市部は人口が集中しているため、その周辺に農地が存在することは非常に効率的であるなど、食料安定供給の一助となる。また、都市農地の面積は限られるが、葉物野菜・果実・加工品向け作物など多様な農産物が生産されていることから、食料自給率の向上に寄与する。

このように昨今の不安定な国際情勢を踏まえ、食料安全保障の観点から鑑みても、都市農業は、国際輸入リスクを緩和し、食料安定供給のセーフティーネットになるとともに、限られた面積でも、自給率向上への寄与が期待される。

平成27年に都市農業振興基本法の施行により、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けられ、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」制定や「生産緑地法」改正による「特定生産緑地制度」創設など様々な法制度の制定や改正が行われた。これにより、若手農家等は、都市農地貸借円滑化法を活用して経営農地を増やし、持続可能な都市農業に向けて意欲的に取り組むなど、都市農業がおかれた状況は一定程度前進している。

このような中、北多摩南部東地区三市（武蔵野市・三鷹市・調布市。以下「三市」という。）は、住宅地に隣接した農地でありながらも、都市農業が盛んに行われているが、依然として、農地の宅地化が進行している。これは三市が特別区に隣接し全城市街化区域であることから、人口密度が高く、地価も高いため、農家に相続が発生した場合、相続税を支払うため、農家は農地を手放さざるを得ず、農地が住宅や商業施設に転用されるためである。さらに、全国的に少子高齢化や人口減少が進行している現在においても、三市の人口は増加傾向にあり、それに伴い宅地化も進行している。

したがって、食料生産の礎となる農地の保全・拡大、特に、都市農地の保全は、現在の日本にとって喫緊の重要課題であることから、下記のとおり都市農地減少の最大要因である相続税制度を改善していただきたい。

記

1 相続税納税猶予制度の見直しについて

三市は地価が高く、農地を生産緑地地区に指定していたとしても、相続発生時には多くの相続税を支払わなければならない、相続税納税猶予制度を利用している農業者が多い。

しかしながら、出荷作業場や農機倉庫、農業用井戸等には納税猶予制度が適用されないため、農業者にとって利用しやすい制度設計になって

いない。特に農業用井戸は災害時の活用も期待されているが、納税猶予制度が適用されない。これら営農継続に必要な付帯施設についても納税猶予対象とするよう、ご検討いただきたい。

2 相続税の納付に係る物納制度の導入について

相続税を納付するために農地が宅地化されていく現状を鑑み、相続税の納付に際し、農地を物納する制度の導入を行うとともに、物納された農地の管理及び活用については、農地が所在する各基礎自治体に委任する制度を確立するよう、ご検討いただきたい。

令和8年4月15日

財務大臣 片山 さつき 殿

武蔵野市長 小美濃 安弘

三鷹市長 河村 孝

調布市長 長友 貴樹